

魚津市自治基本条例検討市民会議（第3回）会議録

日 時 平成29年8月2日（水）

午後7時から8時50分まで

場 所 魚津市役所 2階 第一会議室

出席者 委 員：山根拓 浦田孝子 内海三佐雄 松原勇 溝口祥子 吉浦由雄  
稗嶋由美子 稲場雅敏 濱浦幸泰 田中豊子

（10名・敬称略）

事務局：企画総務部長 川岸勇一 地域協働課長 吉崎敏  
協働推進係長 清水悟史

<司会・地域協働課長>

<座長あいさつ>

（座長）この市民会議は、全体で4回の会議を予定しております。今日は3回目でありまして、ある程度まとめに入るような会議になると思いますのでご了解いただきたいと思います。

<会議録の承認について>

（座長）それでは、会議を進めてまいります。まず最初に1. 前回会議録の承認についてであります。会議録については、事前に事務局より送付しておりますが、内容については今一度ご確認いただき、内容があまりにも違うところがありましたら事務局まで連絡ください。特に、訂正等がないようでしたら、この内容で承認してよろしいでしょうか。

（意見なし）

（座長）会議録についてはこの内容で承認いたします。

<2 議題 1) 条例の見直しの検討について>

事務局より説明

（座長）それでは議題1について、順次審議したいと思います。

まずは前文についてです。事務局からは、条例策定時において、いろんな意見をいただき、何回もの審議経過を踏まえて作成されたものであることから、今回は修正する必要はないとの説明がありました。また、今回の意見については、市長への最終報告書に記載していきたいということでもあります。今ほどの事務局説明について、ご質問あるいは、ご意見がございましたら、どなたからでもご発言下さい。

（意見なし）

（座長）他にご意見がないようでしたら、次の第5章議会及び議員の第10条～第12条に

移りたいと思います。事務局からは、議会において検討されているため、現時点では報告がないことから、先に市民会議の意見をお聞きし、その意見を議会に伝えていきたいとの説明でした。第5章について、ご意見等がございましたら、どなたからでもご発言下さい。

(委員) 事務局にお聞きしたいのですが、6月議会において議員が議会基本条例の件について質問されましたが、その動きとしてはどのような感じですか。なぜこのようなことを聞くかという、南砺市の場合ですと、この議会に関する規定の内容がすべて議会基本条例に規定されましたので、もしその条例ができるとなるとこの条文もいなくなる。また長引くようだと、次回の時の修正になると考えられます。

(市) 現在、県議会においては、議会基本条例をつくるべきという意見が出てきております。魚津市の場合、議会も一緒になってこの条例をつくってきた経過があります。現在、議会において、議会基本条例や第5章について検討していただいておりますが、最終的な結論は聞いておりません。

(委員) 第1回の会議の時の、条例の認識度を把握した時に、知らしめていないというか理解していないというかその両方だと思うんですけど、それに対するP D C Aがされていますか。

(市) 最終報告書案にもかかわってきますけど、条文の見直しについてはいま議論いただいている内容で必要かどうか意見をいただく、それとは別に条例そのものが市民にP Rや知られていないのではないかと付帯意見を付けていただきたい。条例の趣旨を徹底するためには総合計画でいろんな考え方の施策をうっていますけど、市民アンケート等で聞いた結果をあげていく努力もしていかなければいけないだろうし、施策の評価は毎年P D C Aで行っていますが、この条例を作って終わりではなく、いろんなP R方法があるとおもっていますので、地域振興会なりそういった会合の場でもいろんな取組していただいている、それも具体化した一つの取り組みだと思っておりますので、P D C Aを行うことによりもっと広がっていくように努力していきたいと思っています。条文の見直しとは別に行っていかなければいけない作業だと思っております。

(座長) 今の件について、具体的な方法がありますか。

(市) まちづくりフォーラムにおいてP Rしていく。また、総合計画では具体的に市民参画など具体的に市民ひとりひとりがどのような行動をすればいいのかを明記している。しかし、フォーラムについては、地域の方に一生懸命していただいておりますが、参加されている顔ぶれはいつもの方々が多いので、地域でのまちづくりが広がっていく機会も設けたいですし、そのようなときはこうしたらいいよといったアドバイスもいただければ、市はどんどんそういった機会を設けていけないかなと思っています。

(委員) フォーラムに出られていた先生が、いただいたかまぼこや泊まった宿の良かった点についてコメントを載せています。

(市) 委員の言われるように、行政ばかりが情報発信するのではなく、市民ひとりひとりも情報を発信していただければどんどん広がってくと思います。

(委員) 市民に対する条例の周知の仕方ですが、お金をかけるのではなく、広報誌を利用する方法、あとは地道に公民館や地域振興会の活動で広報していく方法しかないのかなと思っています。

(市) 条例の目指している理想や考え方について、情報発信したり伝えたり努めたいと思います。

(市) 来週の月曜日に、議会において自治基本条例の会議を持ちますので、今日出た意見があれば提供していきたいと思います。

(委員) 議会基本条例を作らなくてはいけないとなってきたのは、政務活動費の不正受給問題に発しているからでしょうか。

(市) 一つのきっかけではあると思います。

(委員) 自分たちの行っていることを情報発信していかななくてはいけないというようなことは、規定されてはいるんですけど、政務活動費についての報告的な規定は入っていないですね。

(市) それについては、第 11 条の開かれた議会、第 12 条の政治倫理に尽きるかと思えます。ここには規定していませんが、情報公開等で公開しております。

(座長) 議員としての倫理を意識して、情報公開について努めていただきたいという要望があったということですね。

(市) 制度として議会にまかせっきりではなく、市民でも監査請求などの制度があり情報を見ることができますので、そのような制度も利用しながら市全体で見えていくことになります。

(座長) 議会への意見としては、1 議会基本条例について、今後どのように考えているのか、2 規定の意義を具体化するための方策を行っているかどうか、実践しながら評価することを継続的に行っていく必要があるのではないかと、3 他の自治体では政務活動費問題等がありましたが、第 12 条の政治倫理の確立に努める、空文化しないように、ということでしょうか。

(座長) 他にご意見がないようでしたら、次の第 8 章 地域コミュニティの第 25 条、第 26 条に移りたいと思います。

第 25 条について、前回の改正案には、主体の明記がなく必要ではないかとの意見については、第 1 項で地域コミュニティの主体は市民であると規定しているので、各号では、各団体の説明をわかりやすく規定したということでありました。また、第 2 号は、「の達成に向けて」の表現は、市民に義務を与えている感じがあるため、「に沿って」と修正しているということでありました。また、次ページの第 26 条について、前回の改正案では、「活動を支援するように努めるものとします。」と規定していましたが、この規定は市が主体であることから、「活動の支援に努めます。」と修正し、字句も修正しているということでありました。事務局説明について、ご質問あるいは、ご意見がございましたら、どなたからでもご発言下さい。

(委員) 地域振興会の部分ですけれども、「地域課題を自ら解決し」の規定について違和感を感じます。また「まちづくり」という言葉も、私の住んでいる所は町がつかないのでぴんときません。

(委員) 地域振興会は各団体が集まって構成されているので、そういった形で地域の中で知恵をだして解決していくという意味だと思います。しかし、解決できないことは、振興会から行政に話を持っていくしかないと思います。

(委員) 「まち」と市町村の町とは違う意味で使用していると思います。

(市) 魚津市全体の「まちづくり」と使うこともあれば、ここでいう「まちづくり」は単位としてはひとつひとつの自治会という地域ですが、それをもう少し広げて、地域という言葉を使わないで「まちづくり」と規定しています。「まちづくり」の中には「地域づくり」も含まれるという考え方をしています。

(委員) 自治会は、地域にある問題を解決し、地域にある資源を維持管理し、地域の方と交流、親睦を図るといった3つの大きな役割があると思います。そう考えると、第1号について、「連帯感を培い・・・」の規定がいらぬのではないかと考えています。「生活環境を維持しながら、住みよい地域づくりのために活動する組織」とした方があっさりしているのではないかと考えています。あと第3号について「地域行事や各種活動の実施」という言葉がいらぬのではないかと考えています。大きいまとまりでの地域行事を行っています。ただ、地域課題を片付けて、まちづくりをするというのでは、地域の課題を解決するために地域振興会があるような感じがします。あと、「まちづくりを実現するため」とありますが、そうではなくまちづくりを推し進めていくべきではないかと考えていますので、表現を変えたいと考えています。

(委員) 私の地区での地域運動会や旅行など、さらに地区には要介護の方もおられますけど、自治会の定義の内容と同じことをしているなど感じています。

(委員) 自治会の定義は、福祉の力があっていいなと思うんですが、一方で力が入りすぎているような気がします。

(市) 福祉にかかわらず災害が起きた時とかのことも考えると、「支え合い、助け合い・・・」といった内容は必要と考えています。

(市) 一番基礎的なコミュニティとはなにかと表現するときに、なるべくわかりやすい言葉を使ったほうがいいのかなと思いこのような表現としました。また、現行では自治会と町内会を並列していましたが、今回あえて自治会に統一したいという考えを提示させていただきたいと考えています。

(委員) 事業所については、どの定義に含まれるのか。

(市) 市民の定義の中に、事業所で働く方が含まれていますので、事業所の方も地域振興会の趣旨に賛同して活動したいということになれば、地域コミュニティの主体の市民に入ってくると思います。

(委員) 事業所が地域の活動に参加したくないといった場合、この条例を盾に話はできな

いか。

(市) 規定では、「努めるものとします」と規定していますので、義務ではありません。お互い協力していくように持っていくことが必要でないかと思います。

(市) 市長の考え方は、事業所も一緒になってまちづくりをする、事業所が持っているノウハウを地域に生かせる場合もあると考えています。ただ、条例に規定しているからしなくてはいけないというものではありません。

(座長) 第1項の規定は、住民に基本を置いている感じがします。第2号、第3号はもう少し広げた市民に基本を置いている。

(委員) 第1項の「地域」という言葉がありますが、漠然としている感じがするのですが。

(座長) この場合、「地区」という便利な言葉があるんですが、あえてこの条例では使わないようにしていますから。

(委員) 地域活動には一切参加も協力もしない方がいる。そのような方は、この条例をあてはめた時にはみ出てしまう。

(市) そういう意味も含めて、自治会の定義に支え合いと助け合いを入れたかった理由があります。自治基本条例の中では義務にはできないけれども、そのような精神でつくっているんだというところを、アピールして行くための言葉として必要だと考えています。

また、第3号の「まちづくりの実現」については、表現としては強いので、「取り組む」といった表現に直したほうがいいという意見であれば、庁内検討会に諮りたいと考えています。

(座長) 地域づくりでなんであれ、全般的に都市化が進んできて意識が変わってきていますので、それをもう一回こちらに目を向けさせるのは、現実的に難しい。

(委員) 資料2に図示していますが、たとえば最後の地域振興会の「まちづくりを実現するための組織」と読み取るよりも、「まちづくりに取り組む組織」とした方が分かりやすいと思うのですが。図示していると、各定義がとても分かりやすい。

(座長) まちづくりというものは、どこかで完成するとか終わるものではないと考えています。これはプロセスなので、それが分かるように表現した方がいいと考えます。

(委員) 資料2の公民館、事業所の部分が分かりにくい。

(委員) 公民館と地域振興会の違いが分かる人はそんなにいないのではないかな。一緒くたに考えている人が多いと思います。

(市) 資料2について、もう一度整理させていただきます。

(座長) 資料2について、公民館を削除する。市民のところを色分けするということでしょうか。

(委員) 社会教育以外のちょうろくの街流しや地域地域でのいろんな活動は、地域振興会の活動となるんですか。

(市) 地区で違います。異世代交流事業として公民事業として行っている所と、地域振興の一環として行っている所とあります。

(委員) 地域の自主性に任せているということですよ。

(座長) 第 25 条第 3 項については、文言について意見があったところについて検討していただく。その他についてはよろしいでしょうか。資料 2 については、大枠としての体系を理解していただくための図であると理解していただいてよろしいでしょうか。

## < 2 議題 2) 最終報告書(案)について >

事務局より説明

(座長) 事務局からは、最終報告書については次回の第 4 回市民会議までに完成させていく、第 4 回については最終報告書を市長に提出するとの説明でありました。

委員の意見はすべて最終報告書に入れていくとの説明でしたので、お伺いしていきたいと思えます。また、最終報告書の作成についての今後の進め方についての提案もございました 1. 本日聞き取れなかった意見については、配布する用紙に記入の上、8 月末をめどに提出をお願いします。2. 提出された意見を盛り込んだ最終報告案を作成し、事前に委員に送付する。3. 第 4 回市民会議において、修正等を行い、会議において承認後、その場で及び条例改正素案を市長に提出する。

との説明でした。事務局からの提案等についても、ご質問あるいはご意見がございましたら、どなたからでもご発言下さい。

(委員) 条例素案まで作ることが我々の仕事ですか。

(市) はい、お願いしたいと考えています。

(市) 条例については、こうすべきだという意見をしていただき、それを最大限尊重し改正の原案を作成し、パブコメで意見募集していく流れになります。

(委員) たとえば、第 25 条はこのように直した方がいいと意見すればよいですか。私たちは条例の作り方をしらないので。

(市) 市民会議として、このように改正すべきといった形の文書としていただきたいと思います。

(委員) 現在 13 の校下がありますが、この将来展望について議員の中から発言されている方はいますか。

(市) 議会の中でこうすべきとの意見はありません。学校統合に絡んで地区から出た意見として、一部議員からも言われましたけど、一部行政区と校区が不一致な部分はなにか対処しなくてはならないという意見がありましたが、市が定めている行政区というのは便宜上のもので、町内をどのような形にするかどうかはそれぞれの町内で決定したことを尊重しています。

(市) 最終報告書には、今までにいただいた意見を反映していくつもりでいます。

(委員) これから提出する意見については、熟慮した上での意見となると思えますので、報告書に盛り込んでいきたい。

(市) 第 4 回市民会議で皆さんに最終確認をお願いします。

(座長) 最終報告書の構成について、意見はありませんでしょうか。

(意見なし)

(座長) 他にご意見がないようでしたら、これで終わりたいと思います。皆様のご協力により、無事会議を進めることができました。ありがとうございました。

(市) 山根座長、どうもありがとうございました。その他としまして、事務局から連絡があります。次回の検討市民会議の開催ですが、10月上旬を予定しております。期日が近づきましたら、改めてご案内いたしますので、出席方よろしく申し上げます。

以上をもちまして、本日の会議を終わらせていただきます。

(閉会)